

令和 6 年
第 1 0 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和6年第10回立川市農業委員会総会日程

日時 令和6年10月25日（金）午後3時

会場 立川市役所208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和6年第10回立川市農業委員会総会

令和6年10月25日（金）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻地 文武 君
2番	嶋田 貞芳 君	11番	岩崎 紗矢佳 君
3番	高杉 晋一 君	12番	高橋 浩久 君
4番	内野 智行 君	13番	宮岡 広行 君
5番	橋本 良子 君	14番	田中 佐一 君
6番	浅見 恵子 君	15番	清水 茂男 君
7番	宿谷 豊 君	16番	川野 進 君
8番	横幕 玲子 君	17番	岡部 良己 君
9番	森谷 一郎 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 八谷 俊太郎 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。本日は、またお忙しい中、今日は天気がちょっと悪い、これから雨が降るのかなという中、御出席いただきましてありがとうございます。

来月 8 日には農業祭の品評会が予定されております。品評会のほうも、今年は天候が不良で点数が少ないんじゃないかなという話も伺っておりますので、まだ出展のほうは間に合いますので、皆様ぜひ出せる作物がありましたら出展のほうをお願いしたいと思います。

それとあと、9日、10日ということで、農業祭ということで、また宝船の作成などもあるかと思えますけれども、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

農業委員会のほうでは、10月まで、今日までがクールビズということでノーネクタイということで、今日から早速ネクタイをしていらっしゃる方もいらっしゃるかと思うんですけども、11月からはネクタイ着用でお願いしたいと思います。

ということでお願いします。

今日の総会は、引き続き農業経営のほうの証明書についての案件が非常に多いようでございますので、皆様の御協力でスムーズに議事が進めますようよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより令和 6 年第 1 0 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、17番の岡部委員、2番の嶋田職務代理にお願いし

たいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出が２件、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が５件、一括して事務局より説明をお願いいたします。

局長　それでは、初めにレジメの３、報告事項、（１）事務報告を行わせていただきます。

恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

１０月２日（水）、中里地区を対象といたしました地域計画の座談会が開催されまして、会長、職務代理、岡部委員、川野委員、事務局が出席いたしました。

１０月４日（金）、北多摩地区農業委員会理事会が開催されまして、会長、事務局が出席をいたしました。

１０月１７日（木）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席なさいました。

１０月１８日（金）、企業的農業経営顕彰の現地調査が表彰候補者圃場で開催されまして、事務局が出席をいたしました。

１０月２２日（火）、都市農地流動化現地見学会が開催されまして、農業委員、事務局が出席いたしました。

委員会といたしまして、１０月１５日（火）、１０月の総会に向けた現地調査を、２５日（金）午後３時より第１０回総会、終了後全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

１０月２８日（月）から２９日（火）に、東京都農業会議の会長研究集会在大阪府及び八尾市で開催されまして、会長が出席される予定となっております。

１１月６日（水）、第２回中里地区地域計画座談会を開催予定でございまして、会長、職務代理、岡部委員、川野委員、事務局が出席を予定しております。

１１月１３日（水）、女性農業委員等研修会が開催されまし

て、女性農業委員、事務局が出席を予定しております。

11月19日（火）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席なされる予定となっております。

委員会といたしまして、11月15日（金）に11月の総会に向けた現地調査を、29日（金）午後3時より第11回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項、（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項、（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町四丁目の3筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は301㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は柴崎町一丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は1,047㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項、（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は若葉町二丁目の4筆。地目は登記簿上が宅地、現況は畑。面積は352.94㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町五丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は258㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は一番町三丁目の 3 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4 5 4 m²。転用目的は電力設備用地でございます。

4 件目、農地の所在は羽衣町三丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2 8 5 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目、農地の所在は曙町二丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は道路。面積は 8 2 m²。転用目的は道路用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

1 4 番 報告の番号 1 番。登記簿上が宅地、現況が畑、よく見るのが登記簿上が畑で、現況が宅地ということをよく見るんですけども、このような状況はどういうふうな状況になっていたんですかね。

係長 事務局のほうから答えさせていただきます。

こちらのほう、登記簿上が宅地になっておりますので、一般的には農地転用の手続で法務局のほうで必要な書類というわけではございませんが、農地台帳の管理の中で現況主義で行っておりますので、こちらの届出をしていただかないと、我々の管理のほうで、管理ができなくなってしまいますので、基本的に現況も含めまして、転用される際は手続を取っていただくということになっております。

以上でございます。

1 4 番 ということは農地台帳には載ってないということ。

係長 現況が畑ですので、農地台帳に載っておりますので、これを

台帳から外すというためにはこちらの手続を取っていただかないと我々が分からないまま変わってしまうことになるので、手続を取っていただくということになっております。

議長 岩崎委員、お願いします。

1 1 番 素朴な質問なんですけれども、今回は買手がその手続、5条の手続を取りましたけれども、気づかない人っているんじゃないかと思うんですね。登記簿だけ見て宅地なので、それで所有権移転しようと思って法務局に行っても宅地なので、法務局が特に転用手続は取れとかという指導はしないと思うんですけれども、何か農業委員会としてそれに気づくような何かそういう指導ができていますからこういうふうなことをちゃんと任意にやってくれるものなんですか。

農地台帳に載っているかどうかで、必ずみんな確認するんですか。登記簿とか宅地でも。逆だったら、登記簿上、畑だったら、登記は通らないと思うので、相談に行こうとなると思うんですけれども、逆のときって、宅地で家庭菜園をやっている人とかもいるじゃないですか。そのこの区別の問題とかもあって、今回は買手さんがそういうのに詳しい業者さんだったんだろうなと思うんですけれども、例えば個人間の売買とか、そういうときは必ずしもそこに気づかない人もいて、それってどういうふうに管理できているのかなというところを、ちょっと質問という意味で教えていただきたいんですけれども。

主事 お答えさせていただきます。

今回のケースで申し上げますと、確かに委員がおっしゃられたとおり、制度に詳しい代理人がいらっしゃったということもあります。また、ほかの事例で申し上げますと、現況畑のもの、地目に関わらず現況が畑の場合については、事務局のほうにお問合せをいただいて、地目が畑ではないですが、手続はいるのかといった質問をいただくことがございます。

そういった質問に対しては先ほどお答えさせていただいたよ

うに、現況主義というところに立って、届出をしていただいているというところでございます。

一方で、登記簿が宅地のままであれば、個人間同士の売買は成立してしまうというところではございますが、そちらの農業委員会、届出を通さず手続をされた場合については、現状、そのタイムリーな部分では、委員会としては確認といえますか、認識することは現状できないというような状態となっております。

11番 承知しました。ありがとうございます。

議長 そのほかございますか。

それでは、質問がないので、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より第1号議案の説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

議案第1号、農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。現地調査を、申請人立会いの下、鈴木会長、高杉委員、宮岡委員、岩崎委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は栄町二丁目の3筆となります。

略図の1を御覧ください。

略図の1は南砂小学校の北、自宅裏に広がる農地となります。申請者が耕作されている農地のほか、令和2年から都市農地貸借円滑化法により親族が経営している法人へ貸し出している農地もあり、今後も契約に基づき貸借が継続されることになっております。略図で北側がくぼんでおりますが、こちらは井戸が設置されている箇所となりまして、納税猶予地から外しております。

井戸については東京都農業会議に確認したところ、猶予に該当するか否かについては、税務署がケースごとに判断するとの回答でした。今回のケースについては、申請者の判断で除外しているという状況です。

また、農地南側のハウス横に雨水用浸透ますが複数ありました。こちらはハウスに降った雨水のみを処理するためのもので、耕作に必要不可欠なものとして、納税猶予地に含んでおります。肥培管理は、申請人及び借受人によりきれいに耕作されており、境界も確認できております。

議案1号の説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、初めに高杉委員、お願いします。

3番 当日、畑を見てきました。事務局の言っているように、北側の井戸のところ、当日は外してなかったですけど、後から外して杭を入れたということで、4か所、杭が打ってあって、それは確認しました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて宮岡委員、お願いします。

13番 説明のとおりなんですけれども、付け加えるとすれば、井戸のことは前もってもうちょっと申請したときに言ってほしかった。だから、これは人工物なのかこれが畑に関して納税猶予にかかるのか、かからないのかという説明についてはちょっとやはり不満と言っては悪いですけども、説明不足のところがあるんじゃないかということはおっしゃっていたので、その辺もやはりちょっと審査のときも含めて、我々の委員会でも啓蒙と説明とかそういうこともやっていくべきかなと思いました。

畑のほうは特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、よろしく申し上げます。

1 1 番 付け加えることはありません。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうからです。私も当日、この井戸とあと雨水ますのところは、その2点ちょっと気になったところで、やはりこれもまず雨水ますは私も農業会議所のほうの局長に聞きまして、雨水ますがなければ道路に水が全部流れちゃったりする。そういうことも考えられるので、雨水ますというのは大きいハウスになれば一体として扱うのでそれは問題ないでしょうという回答がありました。

そういったこととあと1点は井戸ですね。やはり井戸は我々農業者にとっても非常になくてはならないものなので、やはり局長もそういう話をしていたんですけれども、ただしそれを農業だけじゃなくて、家庭のほうに使ったりとか洗ったり、それとか防災井戸にも使用した場合、そうなってくると納税猶予の中には含まれないというようなことも言っていましたので、この辺もやはり農業会議所によっては、税務署によってまたいろいろ見解が違ったりするということもあると言っていましたので、とにかく農業だけだったら大丈夫だということはあるんですけれども、この方にも一応言ったんですけれども、万が一ということもあるから、再度税理士によく聞いて、税務署のほうにも確認を取ってからやってもらったほうがいいですよ、ということ是指導しました。なかなかこの辺のところはちょっと難しいところなのかなと思います。

ここを見て、現地調査の中でもかなりの農家の方が農地のところに井戸があるところがたくさんあると思うんですね。なので今後これは当然出てくる場所がたくさんあるんじゃないかと思しますので、この辺もちょっと今後検討していかなくてはいい

けないのかなと思います。

ということで、非常にこの方はきれいに耕作され、ハウスもたくさん造って、イチゴの水耕栽培、養液栽培もして、何の問題もないかと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長　それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人　着席〕

議長　本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

それでは、申請人には相続税納税猶予については十分に御理解をいただいていると思いますが、本総会におきまして、改めて意思を確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく提供されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか農地の存続すらなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに、農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をさせていただきます。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番　今日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

委員会のルールにのっとりまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、

その適用のために生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも制度を適用する上では農業経営を継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認させていただきます。

まず1つ目といたしまして、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

以上の2点、お願いいたします。

申請人 何しろ農家をやっていこうというつもりがあります。それとあと後継者、子供もいますので、子供はもうイチゴとエディブルフラワーという花をやらせてもらってしまして、会社組織に子供のほうはしているんですよ。だから多分やっていってくれるんだろうって思っています。

17番 分かりました。しっかり後継者も育っているということで安心だと思えますので、ひとつ頑張ってくださいと思います。本当にありがとうございました。

議長 それでは、続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。多少、経営部会長とかぶるようなところがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業、その他僅かな業種のみにも適用される特例措置です。立川市をはじめ、各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をは

じめ家族の方などが農地の肥培管理を適切に行わなければこの制度を維持することはできなくなります。また、現在、都市農地貸借円滑化法により、貸し付けている農地において、主たる従事者として認められるためには、借受人が年間に従事する日数の1割以上、農業の業務に従事する必要があるため注意してください。

そこでお尋ねします。御自身が耕作される農地、また貸し付けている農地それぞれについて申請者御自身が生涯にわたりのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 何しろもうやっていくしかないもので、皆さん先輩方いらっしやいますけれども恥じないように、頑張ってやっていこうと思っています。

3番 ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。ただいま自身が耕作する農地と貸し付けている農地について、肥培管理を適切に行い、関与していくことを約束していただきました。お体には気をつけながらもぜひよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

そのほか皆さん、御質問等がありますでしょうか。

1 1番 貸し付けている農地があるとおっしゃっていましたが、それについては1割の従事をされるということでよろしいでしょうか。

申請人 1割で、やらせていただいています。

議長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さんで御質問ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願ひ等があります。

これから、この猶予制度の申請をしまして、3年間に1回は現地調査に伺いますので、肥培管理をぜひお願いしたいと思います。

それでは、先ほど両部会長からいろいろと御質問等がありました内容がこちらの封筒の中に入っておりますので、お帰りになりましたら、御家族と一緒にこちらのほうの内容を見ていただいて、御理解していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に今日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございました。お体に気をつけて励んでいただきたいと思ひます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。

全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、11件を議題に呈します。

今回の現地調査は件数が非常に多かったため、2班に分かれて調査を行いました。後半の6番以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

なお、1件目は、委員に関わる案件となりますので、当該案件の間、一旦退室をお願いしたいと思います。

〔15番 退席〕

議長 それでは、議案の第2号の1について、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案第2号の1について、御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を嶋田職務代理、内野委員、事務局で行いましたので調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1は、砂川六丁目の4筆になります。

略図の1を御覧ください。略図の1は、立川砂川浄水所の西に広がる農地で、里芋やオクラ、ノラボウなど野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

議案2号の1は以上となります。

議長 それでは、議案第2号の1について、補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに内野委員、お願いします。

4番 この方の畑なんですけれども、肥培管理も良好で境界石も確認できました。野菜のほうは一応みの一れに出荷していただいて、今度、畑でちょっと直売でもやってみようかなとおっしゃっていました。

略図のところなんですけれども、右に四角い農地があって、左に角々した農地があるんですけれども、その間のこの白い線は元は道で、今は畑として使用しているそうです。一応そちらのほうも生産緑地に入っているそうです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、内野委員から説明があったとおり、肥培管理のほうは問題ないと思いますし、境界のほうも確認できていますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第2号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。

全員挙手と認め、証明することに決めます。

〔15番 着席〕

議長 それでは、続いて議案第2号の2以降について、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号の2以降、10件につきまして説明をさせていただきます。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりとでございます。

現地調査は2班に分かれ、鈴木会長、嶋田職務代理、森谷委員、内野委員、田中委員、浅見委員、高橋委員、高杉委員、宮岡委員、岩崎委員、事務局で行っておりますので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の2になります。若葉町三丁目の4筆になります。

略図の2を御覧ください。略図の2は若葉町団地の南、自宅裏に広がる農地でシラカシやカエデなどの植木のほか、一部自家消費用にネギなどの野菜の生産をされておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の3。こちらは栄町二丁目の3筆となります。

略図の3を御覧ください。略図の3は南砂小学校の北、住宅街に囲まれた農地で、里芋やナスなどの野菜を少量多品種生産されておりました。北西のへこんだ箇所は内墓があった箇所です。納税猶予地から外しております。雑草が少し目立ちましたが、近日中に片付けるとおっしゃってございました。肥培管理は良好

で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の4、高松町一丁目の1筆となります。

略図の4を御覧ください。略図4は高松バイパス沿いに広がる農地で、里芋やトウガラシなどの野菜を少量多品種生産されておりました。基本的に自家消費とのことでした。農地の北側、細くなった奥ですが、ギンナン採取用のイチョウの木が大きく育ち過ぎており、剪定か除去したほうがよいのではと委員から指摘がございました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の5、柴崎町五丁目の3筆と錦町六丁目の1筆となります。

略図5-1を御覧ください。略図5-1は立日橋の西方、住宅街に囲まれた農地でサツマイモや大根などの野菜が生産されておりました。略図では表記し切れておりませんが、東側には倉庫が南側にはマンホールがあり、納税猶予地からそれぞれ外しております。肥培管理は良好で境界も確認できております。

略図5-2を御覧ください。略図5-2は立川病院の南方、住宅街に囲まれた農地でサツマイモやブロッコリーなどの野菜が生産されておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の6、一番町一丁目の3筆となります。

略図6を御覧ください。略図6は天王橋交差点の南東、自宅裏に広がる農地で、ミカンや栗などの果樹の他、ナスやオクラなどの野菜の生産もされておりました。今年はカメムシの発生に悩まされたとおっしゃっておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の7、上砂町三丁目の2筆となります。

略図7を御覧ください。略図7は第五中学校の東、自宅裏に広がる農地で、ネギや里芋などの野菜のほか、梅や柿などの果

樹、植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の8、砂川三丁目の4筆となります。

略図8を御覧ください。略図8は砂川三番交差点の北西、自宅の裏に広がる農地で、ニンニクやタマネギ、ノラボウなど少量多品種の野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の9、砂川町一丁目の3筆となります。

略図の9を御覧ください。略図9は砂川五番交差点の南西、自宅裏に広がる農地で、小豆やナス、カボチャなどの野菜のほか、ヒメシャラなどの植木を生産されておりました。ハクビシンなど獣害に悩まされているというお話もいただいております。肥培管理は良好で境界も確認できております。

続いて、議案第2号の10、柏町四丁目の1筆となります。

略図10を御覧ください。略図10は柏小学校の南に広がる農地で、落花生やサツマイモなど少量多品種の野菜を生産されておりました。南東に郵便ポストが設置されており、こちらは納税猶予の対象からは外しております。肥培管理は良好で境界も確認できております。

最後に、議案第2号の11、幸町五丁目の16筆と六丁目の3筆となります。略図11を御覧ください。

略図の11は砂川八番交番交差点の北、自宅裏から玉川上水路まで続く大変広い農地となっております。オリーブやハナミズキ、ソヨゴなどの植木を生産されておりました。平成新道の南の農地の一部は、内墓があったため納税猶予地から外しております。肥培管理は良好で境界も確認できております。

議案第2号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、2番、私のほうから説明します。

この2番の方は、植木生産をしております、非常に広大な面積で、多品種の植木を生産している方でございます。境界についても全て確認しまして、問題はないかと思えます。

以上です。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今、会長がおっしゃったとおり問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を高杉委員、お願いします。

3 番 この方の畑は少量多品目、でもその中で一番多いのが切り花で、菊を随分やっています。それで、そのほか里芋だとか、あとアマトウガラシも随分あったかな、あとナスとか、全部で10種類以上はあったと思うんですけど。

いろいろな種類細かくやっているので、やはり草が少し目立ってはいましたけれども、ときどき見に行き指導しておりますので問題はないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番と5番、続けてお願いしたいと思えます。

まず初めに、宮岡委員、お願いします。

1 3 番 4番の方なんですが、初めて知ったんですが、こんなところに畑があるんだということで、ときどき通っているんですけども、確認してみればあるなというような、失礼なことを言って申し訳ないですけど。

入ってみると、大体が全部自家消費ということで雑草とかも多少は生えていましたけれども、そんなでもなく、大根とか里芋、ブロッコリーとか植えてあって、全部自家消費とおっしゃっていました。

問題は、この北側に向けて細くなっているところの一番奥にイチョウの木がございまして、これが実を言うところに書いて

いませんけれども、地図のほうにも見えませんが、その先に神社がありまして、というようなつくりになっていて、このイチョウの木が大きくて、剪定とかも業者の人を呼んでいるというふうにおっしゃってました。重機も入れないので。ですから、そういうところで近隣とかその辺のことは注意しているので、取りあえずきれいにしているので大丈夫だと思います。以上です。

議長 5番もお願いします。

13番 失礼しました。

5番のほうは、まずは柴崎町のほうには両方とも多摩青果に、柴崎も錦のほうも多摩青果に出しているということなので、柴崎のほうは里芋、ブロッコリー、あとは自家消費用に黒豆を植えていました。本人いわく、ブロッコリーが異常気象で何回か植えて駄目になっていて、たしか3回目か4回目に植えてという感じで、そういうふうにおっしゃって苦労なさっているというふうな感じでおっしゃってました。

錦町のほうには梅とかサツマイモが植えてあって、サツマイモのほうは幼稚園の収穫体験に使うんだと言われていて、もう一回やったんだというふうにおっしゃってました。

特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、4番と5番を続けてお願いします。

11番 3番はいいんですね。4番と5番。

議長 ごめんなさい、3番も。

11番 3番の補足といたしまして、肥培管理は問題ないんですけども、南側に去年、家が建ってしまって、冬に凍っちゃって、アスパラって何年かかけて作ると思うんですけども、家が建つ前に、アスパラを始めようとしたところで家が建っちゃって、アスパラが駄目になっちゃって、全部片づけて今年はどうしよ

うかなというふうな困り事がありました。肥培管理は問題ないです。

4番についてはやはりイチョウの木についてどうなんだろうというところでした。

5番については特段問題はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、7番を森谷委員お願いします。

9番 6番のほうは、事務局さんから言われたとおり、肥培管理も良好で問題ないと思います。この方は以前はお勤めされていまして、畑と両方やられていたんですけども、今年からちょっと分からないですけども、お勤めを退職されて、農業に専念されるということでした。また、野菜などは余った部分は庭先販売をされているとのことでした。

続きまして、7番の方は主に植木を栽培されていまして、自家消費用の野菜とか作られていまして、植木のほうは作業委託という形でやられているということでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8番、内野委員、お願いします。

4番 この方なんですけど、野菜のほうは出荷先はみの一れ、スーパー、あと知り合いのレストラン、あと自販機、あとこの方は花果野のマルシェに参加しているので、そちらのマルシェでも販売しております。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で特に問題はありませんでした。1か所ちょっと農業資材が散乱していたものですから、そちらのほうは片づけるようお願いしておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番を田中委員、お願いします。

1 4 番 この方は、野菜をやっているのか植木をやっているのかちよっと分からなくて、当日行ったときも植木のほうが、ハナミズキとか桑なんかもやっているから、何でかなと思ったりするんですけれども、野菜も作っていましたけども、落花生にハクビシンなんか来て、あとネズミ、それが来て困っていると言われていました。

特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、10番、浅見委員、お願いします。

6 番 この方は、皆様も多分御存じかと思うんですけれども、長年金融をやられていて、地域にも大変貢献されている方で、畑もとても肥培管理も良好で特に問題はございませんでした。

今はもう93歳なのに、今年の夏、暑い中2時頃から草むしりに行って、と言っていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、11番、高橋委員。

1 2 番 11番の方はかなり広い畑をほぼ家族3人ぐらいで植木の生産、卸売、出荷等をやっており、我々植木生産農家の見本となるような農家ですので、全く問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、まず私のほうで補足説明をさせていただきます。

私のほうは3番から5番です。

その中で、まず3番の方はトラクターがないということで、トラクターで耕うんできればすぐにきれいになってしまうということなので、ただ自力で草を取って、一部草が残っているということで、草のほうをとにかくきれいにしてくださいということで、3番の方には言いました。

あと4番の方、先ほど各委員さんからもありましたが、イチヨウの木の大い木がありまして、3年前にも行ったときよりは多少伸びているところは、枝は切っていただいて、なんせあそこは細くてクレーンも入れないようなところということで、それとあとギンナンが取れるということなので、丸っきり何も取れないわけではないので、ギンナンが取れるということで、その代わり剪定だけはしておいてくださいとお話をしました。

あと5番については何の問題もなかったなと思います。

それで、あと6番から11番、補足説明を嶋田職務代理、お願いします。

2番 6番の方ですけれども、肥培管理は問題ないと思います。それと本人がこれから農業のほうを専門という形でやるということでしたので、より一層きれいに管理してもらえらると思っております。

7番の方ですけれども、この方はほとんどが親類の方に作業のほうをお願いしているような形ですけれども、肥培管理は良好でした。

8番の方は委員のほうから説明があったように問題はありませんでした。

それと9番の方ですけれども、野菜を作っているんですけども、それが一部お店の方と一緒に何か作っているとか、あとは農福連携じゃないですけども、障がい者施設の方も手伝いに来てくれているような話をしていました。問題ないと思います。

それと10番の方は今、委員が言われたように、非常にきれいに管理されているし、本人は昔、昔やっていた農家というのを自分らのときは、くわ一本で耕うんから何から何までやっていたということをお慢げに話していらっしやいまして、そういうことをこれからも伝えていきたいという強い意思をお持ちでやっている方なので、まだまだ90歳を超えていますけれども、

頑張ってやっていただけたと思います。

それと11番の方ですけれども、非常に広い農地ですけども、委員が言われたようにきれいに管理されています。それと事務局のほうからの報告で一部内墓があったということは納税猶予から外しているということだったんですけれども、現在、畑として使っているんですけれども、ちょっと位置が明確でないところがあったので、改めてここですというところを分かるように、表示のほうをお願いしておきました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件につきまして、何か質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め採決に移りたいと思います。議案第2号の2以降の、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。

全員挙手と認め、証明することに決めます。

その次に、その他ということで、事務局で何かございますか。

次長 特にはございません。

議長 それでは、ないようですので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は11月29日（金）午後3時から208・209の会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後3時56分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員